平成28年1月12日

規則第2号の2

改正 平成28年12月15日規則第55号の2

平成29年6月16日規則第30号の2

平成29年12月1日規則第35号

平成30年11月30日規則第70号

平成31年3月25日規則第17号

平成31年4月26日規則第30号

令和元年12月5日規則第22号

令和2年4月1日規則第34号

令和2年4月17日規則第44号

令和2年9月10日規則第52号の2

令和3年3月31日規則第12号

令和3年6月1日規則第43号

令和3年8月3日規則第53号

令和3年12月28日規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第 2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童健全育成事業」 という。)を実施するため、放課後児童クラブの運営に関し必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「放課後児童クラブ」とは、山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例(平成17年山口市条例第96号)に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業を実施するための本市が所有する施設又は本市以外の者が所有する施設とする。

(名称、位置及び定員)

第3条 放課後児童クラブの名称、位置及び定員は、別表第1のとおりとする。

ただし、小学校の長期休業期間(学校教育法施行に関する規則(平成17年 山口市教育委員会規則第18号)第4条第1項各号に規定する休業日の期間 をいう。以下同じ。)に限り開設する放課後児童クラブについては、市長が 別に定める。

2 市長は、受入児童の状況、職員体制その他特別な事情により必要があると 認めるときは、前項に規定する定員にかかわらず、受入児童数を変更することができる。

(休所日及び開所時間)

- 第4条 放課後児童クラブの休所日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 2 放課後児童クラブの開所時間は、小学校の放課後から午後6時までとする。 ただし、小学校の休業日に当たる場合の開所時間は、午前8時30分から午 後6時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、学校行事その他特別な事情により必要があると認めるときは、休所日を変更し、若しくは臨時に休所し、又は開所時間を変更することができる。

(放課後児童クラブの事業内容)

- 第5条 放課後児童クラブで実施する事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
 - (2) 児童の遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。
 - (3) 児童の遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
 - (4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡に関すること。
 - (5) 家庭や地域における遊びの環境づくりへの支援に関すること。
 - (6) 児童の基本的な生活習慣の確立に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成を図る上で必要な活動

に関すること。

(入級の要件)

- 第6条 放課後児童クラブに入級できる者は、本市に住所を有する小学校に就 学している児童であって、その保護者及び児童と同居している親族等(以下 「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当することにより、昼間 家庭にいないものとする。
 - (1) 週3日以上の就労をするとき。ただし、第7条の長期休業期間中の 一時入級を除き、通勤時間を含む終業時刻が14時を超えるものに限る。
 - (2) 就労に向けて、自宅以外の場所で週3日以上の就学又は研修の受講等の技術習得活動をするとき。ただし、第7条の長期休業期間中の一時入級を除き、通学時間を含む終業時刻が14時を超えるものに限る。
 - (3) 就労に向けて、週3日以上の求職活動をするとき。
- 2 前項に規定するもののほか、本市に住所を有する児童が小学校に就学している場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童は放課後児童クラブに入級できるものとする。
 - (1) 保護者等の疾病、負傷又は心身障がいにより児童の保育が困難であると認められるとき。
 - (2) 保護者等が親族の看護又は介護に従事することにより児童の保育が 困難であると認められるとき。
 - (3) 保護者等の出産により児童の保育が困難であると認められるとき。
 - (4) 災害等による家屋の損失等により児童の保育が困難であると認められるとき。
 - (5) 市長が児童相談所長等から放課後児童クラブへの入級が必要である 旨の報告を受けたとき。
- 3 別表第1に規定するすぎのこ学級ふれあいクラブに入級できる者は、第1項又は前項に規定する入級の要件を満たす児童であって、特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の特別支援学級をいう。)又は特別支援学校(同法第1条の特別支援学校をいう。)に通うものとする。

(長期休業期間中の一時入級)

第7条 市長は、放課後児童クラブの運営に支障のない範囲内において、前条に規定する入級の要件を満たす児童について、小学校の長期休業期間に限った放課後児童クラブの入級(以下「長期休業期間中の一時入級」という。)をさせることができる。ただし、長期休業期間中の一時入級以外の入級(以下「通年入級」という。)について第10条に規定する入級決定を受けている場合はこの限りでない。

(入級の申込み)

第8条 放課後児童クラブに児童を入級させようとする保護者(以下「申込者」という。)は、放課後児童クラブ入級申込書(様式第1号)に必要な書類を添付して、入級させようとする放課後児童クラブを経由して、市長に提出しなければならない。

(入級の決定)

- 第9条 市長は、前条の規定による入級の申込みがあったときは、その内容を 審査の上、入級の可否を決定し、その旨を放課後児童クラブ入級承認等決定 (不承認決定)通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとす る。
- 2 受入可能数を超える入級の申込みがあった場合は、申込者ごとに合計指数値(別表第2に規定する指数1及び指数2を合計したものに調整指数を加減した指数値をいう。以下同じ。)を算定し、受入可能数に達するまで合計指数値が高い順に入級させる児童を決定し、合計指数値が同一の場合は同表に規定する優先基準により入級させる児童を決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第1に規定するすぎのこ学級ふれあいクラブの入級の可否は、児童の障がいの程度、当該施設の状況等を勘案し、かつ、障がい児教育に関し専門的知識を有する者の意見を参考にして決定するものとする。

(入級の期間)

第10条 前条の規定により放課後児童クラブへの入級を承認する決定(以下 「入級決定」という。)があった場合において当該放課後児童クラブに入級 させることができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 次号から第6号までに掲げる区分のいずれにも該当しない場合 4 月1日(決定した入級日が4月2日以降の場合は、当該入級日)から当該 日が属する年度の末日まで
- (2) 第6条第1項第3号の規定に該当することによる入級決定を受けた 場合 決定した入級日から、同日後2か月を経過する日まで
- (3) 第6条第2項第3号の規定に該当することによる入級決定を受けた 場合 出産予定日の8週間前から出産後8週間を経過する日が属する月 の末日まで
- (4) 第6条第2項第4号の規定に該当することによる入級決定を受けた 場合 復旧に要する期間
- (5) 第6条第2項第5号の規定に該当することによる入級決定を受けた 場合 市長が必要と認める期間
- (6) 第7条に規定する長期休業期間中の一時入級の入級決定を受けた場合 当該長期休業期間

(変更の届出)

第11条 入級決定を受けた申込者(以下「利用者」という。)は、当該入級 決定に係る第8条の申込みの内容に変更があった場合は、その旨を放課後児 童クラブ申込事項変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならな い。この場合において、利用者は入級している放課後児童クラブを経由して 市長に届け出ることができるものとする。

(退級の届出)

第12条 利用者は、児童を退級させようとするときは、その旨を放課後児童 クラブ退級届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。この場 合において、利用者は退級させようとする放課後児童クラブを経由して市長 に届け出ることができるものとする。

(入級決定の取消し等)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、入級決定を取り消すこと

ができる。

- (1) 第8条の規定による申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 保護者の就労の状況等に変更等があったことにより、第6条に規定 する入級の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 利用者が、特別の理由なく次条に規定する保育料を3か月以上滞納したとき。
- (4) 利用者が、特別の理由なく2か月以上継続して児童を放課後児童クラブに出席させなかったとき。
- (5) 児童について、放課後児童クラブでの集団生活が困難であると認め られるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により入級決定を取り消された利用者は、その取消しの事由が 消滅したときは、再び第8条の規定による入級の申込みをすることができる。 (保育料)
- 第14条 利用者は、別表第3に規定する保育料を市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、各区分の保育料を日割りによって計算した額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 保育料は、月を単位として納入しなければならないこととし、当該月に係る保育料は、その月の翌月の末日まで(11月分の保育料については12月26日まで)の間の日で、市長が指定する日までに納入しなければならない。
- 3 前項の規定による納付期限が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「日曜日等」という。)の場合は、当該納付期限後において当該納付期限に最も近い日曜日等でない日を納付期限とする。
- 4 市長は、特別の事情がある場合においては、前2項の規定による納付期限 を変更することができる。

(保育料の免除)

第15条 市長は、次のいずれかに該当するときは、前条の保育料を免除する

ことができる。

- (1) 利用者の属する世帯(住民基本台帳における世帯をいう。以下同じ。) が、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けて いるとき。
- (2) 利用者の属する世帯の世帯員及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)がいずれも放課後児童クラブに入級させる年度 (以下「入級年度」という。)(4月分から6月分までの保育料については入級年度の前年度)の市町村民税の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)が非課税であるとき。ただし、当該所得割は、年齢19歳未満の扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下この項において同じ。)を有する場合は、年齢15歳未満の当該扶養親族につき33万円の額を、年齢16歳から18歳までの当該扶養親族につき12万円の額を同法第314条の2の所得控除に加算して算定するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により保育料の免除を受けようとする利用者は、保育料免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、利用者は入級している放課後児童クラブを経由して、市長に提出することができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、保育料の免除の可否を決定し、その旨を保育料免除決定(不承認決定)通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(実費負担)

- 第16条 利用者は、第14条に規定する保育料のほか、間食等の提供に要する費用の実費を市長、指定管理者又は市長から委託を受けて放課後児童クラブを運営する団体(以下「運営団体」という。)に支払わなければならない。 (損害賠償)
- 第17条 利用者は、入級させている児童が、故意又は過失により、放課後児童クラブの施設又は設備を汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、

又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は運営団体が特別 の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項 第1号及び第2号の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条に規定する入級の申込み、第9条に規定する入級の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

(山口市放課後児童クラブ実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行前に廃止前の山口市放課後児童クラブ実施要綱(平成17年10月1日施行)の規定によってした入級の申込み、入級の決定その他の 行為であって、この規則の規定に相当の規定があるものは、これらの規定に よってした行為とみなす。

附 則 (平成28年12月15日規則第55号の2)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による 平成29年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行 為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成29年6月16日規則第30号の2)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による なかいち学級及びさわやか第2学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否 の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。 附 則 (平成29年12月1日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1はちの こ学級の項の改正規定は、平成30年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による 平成30年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行 為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成30年11月30日規則第70号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による 平成31年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行 為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成31年3月25日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による 平成31年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行 為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成31年4月26日規則第30号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和元年12月5日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による 令和2年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為 は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和2年4月1日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1ひめやま第3学級の項の次に次のように加える改正規定は、令和2年8月1日から施行する。 (準備行為)
- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則によるひめや ま臨時学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為 は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和2年4月17日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月10日規則第52号の2)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則によるしらさ ぎ第3学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為 は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1おおぞら 学級の項の改正規定は、令和3年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則による令和3 年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、こ の規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年6月1日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1大歳臨時学級の項 の改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則による大歳臨時学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年8月3日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則によるはばた き学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、 この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年12月28日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する 条例(令和3年山口市条例第29号)の施行の日から施行する。ただし、別 表第2の3 指数2 児童の状況に関する指数の表小学1年生の項から小 学3年生の項までの改正規定及び別表第2の4 調整指数の表に次のよう に加える改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則による令和4年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第3条関係)

名称	位 置	定員
わかくさ学級	山口市大殿大路213番地	6 0 人
わかくさ第2学級	山口市大殿大路213番地	6 0 人

I	1	1 1
あっと児童クラブ	山口市下竪小路254番地	60人
なかよし学級	山口市白石一丁目10番1号	60人
なかよし第2学級	山口市白石一丁目10番1号	60人
なかよし第3学級	山口市白石二丁目2番19号	3 2 人
なかいち学級	山口市中市町3番8号	3 0 人
やまびこ学級	山口市湯田温泉五丁目2番13号	50人
やまびこ第2学級	山口市元町3番16号	60人
やまびこ第3学級	山口市元町3番16号	50人
すぎのこ学級	山口市三和町3番3号(三和児童館内)	20人
すぎのこ学級	山口市三和町3番3号(三和児童館内)	5 人
(すぎのこ学級ふれあ		
いクラブ)		
くすのき学級	山口市仁保中郷82番地	3 0 人
しょうだ学級	山口市下小鯖2519番地	50人
うえき学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号	40人
うえき第2学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号	50人
うえき第3学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号	60人
みなみ学級	山口市大内矢田南二丁目3番5号	4 0 人
みなみ第2学級	山口市大内矢田南二丁目3番6号	50人
みなみ第3学級	山口市大内矢田南二丁目3番7号	60人
すずみ学級	山口市宮野下3017番地	60人
すずみ第2学級	山口市宮野下3017番地	5 5 人
もみじ学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号	60人
もみじ第2学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号	5 6 人
もみじ第3学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号	60人
ひめやま学級	山口市黒川1214番地1	50人
ひめやま第2学級	山口市黒川1214番地1	50人
ひめやま第3学級	山口市黒川1214番地1	60人

T	1	
平川臨時学級	山口市黒川1210番地1(平川幼稚園内)	20人
さわやか学級	山口市矢原1486番地	50人
さわやか第2学級	山口市矢原1486番地	60人
大歳臨時学級	山口市矢原1486番地	3 0 人
まなび学級	山口市矢原887番地7(めばえ保育園内)	3 5 人
たけのこ学級	山口市陶4713番地1(陶隣保館内)	2 4 人
わくわく学級	山口市鋳銭司4058番地	20人
にこにこ学級	山口市名田島1536番地1	2 5 人
たんぽぽ学級	山口市秋穂二島6165番地	45人
おおぞら学級	山口市嘉川1399番地1	60人
仲よし学級	山口市江崎2712番地1(嘉川保育園内)	3 0 人
はばたき学級	山口市佐山1340番地1	50人
ひまわり学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号	60人
ひまわり第2学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号	60人
ひまわり第3学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号	60人
はちのこ学級	山口市小郡下郷254番地3	60人
はちのこ第2学級	山口市小郡下郷254番地3	50人
しらさぎ学級	山口市小郡緑町8番6号	60人
しらさぎ第2学級	山口市小郡緑町7番30号	50人
しらさぎ第3学級	山口市小郡緑町8番6号	60人
秋穂児童にこにこ学級	山口市秋穂東6527番地2	4 5 人
大海なかよし学級	山口市秋穂東2566番地2	40人
おひさまクラブ 1	山口市阿知須2735番地1(あじす保育園	5 5 人
	内)	
おひさまクラブ 2	山口市阿知須4251番地	60人
井関にこにこクラブ	山口市阿知須1639番地(井関小学校内)	60人
出雲児童クラブ	山口市徳地堀1551番地(中央小学校内)	3 0 人
島地児童クラブ	山口市徳地島地16番地(島地小学校内)	2 5 人

八坂児童クラブ	山口市徳地八坂1226番地(八坂小学校旧	20人
	寄宿舎内)	
徳佐児童クラブ	山口市阿東徳佐中3287番地9	2 5 人
さくら児童クラブ	山口市阿東地福下1234番地1(さくら小	20人
	学校内)	

別表第2 (第9条関係)

1 指数1 保護者等の就労の状況等に関する指数(通年入級)

		指 级 I	受付すり処力りか	(优等に関する指数(連年	/ \ /I/X	,	
区公	分	就労等の就労		ドの日数及び時間		指数	
		形態			週 5	週 4	週 3
					日以	日	日
					上		
保	1	自宅以外	終業時刻が一定	終業時刻(通勤時間を含	む。))	
護		の場所で	している場合	17時1分から18時ま	1 0	9	5
者		の就労(自		で			
等		宅以外の		16時1分から17時ま	8	7	3
の		場所で自		で			
状		営業を営		15時1分から16時ま	6	5	2
況		む場合を		で			
(含む。)、		14時1分から15時ま	4	3	1
就		就学又は		で			
労		技術習得	終業時刻が一定	月曜日から土曜日までの	間の・	それる	ぞれ
等)			していない場合	14時(土曜日について)	は8月	寺)カ	· 6 1
				8 時までの勤務時間(通勤	助時間	見を含	(む。)
				を合計した時間	I	I	
				16時間以上	1 0	9	5
				11時間以上16時間未	8	7	3
				満			
				6時間以上11時間未満	6	5	2

					6 時間未満	4	3	1
			夜間勤	終業時刻	終業時刻(通勤時間を含う 	む。)	に8	時間
			務等の	が一定し	を加算した時刻			
			場合	ている場	17時1分から18時ま	1 0	9	5
				合	で			
					16時1分から17時ま	8	7	3
					で			
					15時1分から16時ま	6	5	2
					で			
					14時1分から15時ま	4	3	1
					で			
				終業時刻	月曜日から土曜日までの	間の・	それる	ぞれ
				が一定し	14時(土曜日について)	は8月	寺)カ	ら終
				ていない	業時刻(通勤時間を含む。	,) 13	2.8 時	計間を
				場合	加算した時刻(18時1/	分を声	召える	場合
					は18時)までの時間を	合計	したほ	寺 間
					1 6 時間以上	1 0	9	5
					1 1 時間以上 1 6 時間未	8	7	3
					満			
					6 時間以上11時間未満	6	5	2
					6 時間未満	4	3	1
	2	自宅での	1の項	の該当す	る指数の値から1を控除し	た値		
		就労						
保	3	週3日以上	の求職	活動		1		
護	4	疾病、負傷	疾病、	負傷	1か月以上の入院	1 0		
者		又は心身			居宅での 精神性、感染性の	1 0		
等		障がい		5	療養、通 疾病等			
の					烷常時就床	1 0		

状				安静(1日4時間	8
況				以上の就床)	
(その他の療養	6
就				入院及び通院の繰返し	8
労			心身障がい	身体障害者手帳1級若しく	1 0
以				は2級、療育手帳A又は精神	
外)				障害者保健福祉手帳を所持	
				身体障害者手帳3級を所持	8
				身体障害者手帳4級又は療	6
				育手帳Bを所持	
	5	看護又は	入院又は通院	週5日以上、かつ、昼間4	1 0
		介護	等の付添い	時間以上の付添いを常態	
				週3日以上、かつ、昼間4	8
				時間以上の付添いを常態	
			自宅での看護	重度障がい児又は重度障が	9
			又は介護	い者、精神性疾患を有する	
				者等の看護又は介護を常態	
				その他の看護又は介護を常	7
				態	
	6	出産(産前	8週、産後8週	围)	1 0
	7	災害等によ	る家屋の損失等	等	1 0
	8	児童相談所	長等から放課後		市長が別に定
		要である旨	の報告を受けた	を場合	める値

備考

- 1 終業時刻には残業時間は含めない。
- 2 保護者等の状況を証する書類が提出されていない場合の指数は零とする。
- 3 就学又は技術習得に係るものについては、「通勤時間」とあるのは「通

学時間」と、「勤務時間」とあるのは「修学時間」と読み替えるものと する。

2 指数1 保護者等の就労の状況等に関する指数(長期休業期間中の一時入級)

区:	/、 分	就労等の	就労等の日数及び時間		指数		
		形態			週 5	週 4	週 3
					日以	日	日
					上		
保	1	自宅以外	終業時刻が一定	終業時刻(通勤時間を含	む。))	,
護		の場所で	している場合	16時1分から18時ま	1 0	9	5
者		の就労(自		で			
等		宅以外の		14時1分から16時ま	8	7	3
の		場所で自		で			
状		営業を営		12時1分から14時ま	6	5	2
況		む場合を		で			
(含む。)、		12時以前	4	3	1
就		就学又は	終業時刻が一定	月曜日から土曜日までの	間の・	それ-	ぞれ
労		技術習得	していない場合	8時から18時までの勤	務 時	間(追	通勤時
等)				間を含む。)を合計した	時間	I	
				4 0 時間以上	1 0	9	5
				3 0 時間以上4 0 時間未	8	7	3
				満			
				20時間以上30時間未	6	5	2
				満			
				20時間未満	4	3	1
			夜間勤終業時刻	終業時刻(通勤時間を含む	t.)	KZ 8	時間
			務等のが一定し	を加算した時刻	I	I	
			場合 ている場	16時1分から18時ま	1 0	9	5

	l						1	1	
				合	で				
					1 4 時 1	1 分から 1 6 時ま	8	7	3
					で				
					1 2 時 1	1 分から 1 4 時ま	6	5	2
					で				
					1 2 時以	以前	4	3	1
				終業時刻	月曜日太	から土曜日までの	間の	それ・	ぞれ
				が一定し	8 時から	う終業時刻(通勤	時間	を含む	也。)
				ていない	、に8時間	間を加算した時刻	(18	3 時 1	分を
				場合	超える場	場合は18時)ま	での脚	寺間を	合計
					した時間	間			T
					4 0 時間	間以上	1 0	9	5
					3 0 時間	間以上40時間未	8	7	3
					満				
					2 0 時間	間以上30時間未	6	5	2
					満				
					2 0 時間	間未満	4	3	1
	2	自宅での	1の項	の該当す	る指数の	値から1を控除し	った 値		
		就労							
保	3	週3日以上	の求職	活動			1		
護	4	疾病、負傷	疾病、	負傷	1か月以」	上の入院	1 0		
者		又は心身			居宅での	精神性、感染性 <i>の</i>	1 0		
等		障がい			療養、通	疾病等			
の					院	常時就床	1 0		
状						安静(1日4時間	8		
況						以上の就床)			
(その他の療養	6		
就					入院及び追	通院の繰返し	8		

I					
労			心身障がい	身体障害者手帳1級若しく	1 0
以				は2級、療育手帳A又は精神	
外)				障害者保健福祉手帳を所持	
				身体障害者手帳3級を所持	8
				身体障害者手帳4級又は療	6
				育手帳Bを所持	
	5	看護又は	入院又は通院	週5日以上、かつ、昼間4	1 0
		介護	等の付添い	時間以上の付添いを常態	
				週3日以上、かつ、昼間4	8
				時間以上の付添いを常態	
			自宅での看護	重度障がい児又は重度障が	9
			又は介護	い者、精神性疾患を有する	
				者等の看護又は介護を常態	
				その他の看護又は介護を常	7
				態	
	6	出産(産前	8週、産後8週	<u>周</u>)	1 0
	7	災害等によ	る家屋の損失等	等	1 0
	8	児童相談所	長等から放課後	後児童クラブへの入級が必	市長が別に定
		要である旨	の報告を受けた	き場合	める値

備考

- 1 終業時刻には残業時間は含めない。
- 2 保護者等の状況を証する書類が提出されていない場合の指数は零とする。
- 3 就学又は技術習得に係るものについては、「通勤時間」とあるのは「通 学時間」と、「勤務時間」とあるのは「修学時間」と読み替えるものと する。
- 3 指数2 児童の状況に関する指数

☆ /\	TF 757
X	15 松
$\triangle D$	1日 数

小学 1 年生	1 6
小学2年生	1 5
小学3年生	8
小学4年生	3
小学5年生	2
小学6年生	1

4 調整指数

<u>4</u> i)	可登 拍 奴	
区分	児童等の特殊事情等	調整指数
1	児童の属する世帯が母子世帯又は父子世帯の場合	+ 3
2	単身赴任、長期入院等で児童と生活を共にしていない親	+ 2
	がいる世帯(母子世帯又は父子世帯を除く。)	
3	児童の両親が不存在の場合	+ 3
4	児童の属する世帯が生活保護法の規定による保護を受給	+ 2
	している場合	
5	児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福	+ 4
	祉手帳を所持し、保護者がその写しを提出した場合	
6	5の項に掲げるもののほか、児童が医師から心身の障が	+ 3
	いを有すると診断されている場合	
7	5の項及び6の項に掲げるもののほか、小学校長等が児	+ 2
	童に対して特段の配慮が必要であると判断している場合	
8	児童の保護者が幼稚園教諭又は保育士として現に市内で	+ 3
	勤務している場合	
9	児童の保護者が放課後児童支援員又は補助員として現に	+ 2 0
	市内で勤務している場合	
1 0	児童の保護者が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害	+ 2
	者保健福祉手帳を所持し、その写しを提出した場合	
1 1	利用者が第14条に規定する保育料又は第16条に規定	- 2
	する費用(以下「保育料等」という。)を滞納している	

	場合(児童の兄姉の入級に係る保育料等を含む。)	
1 2	児童の保護者が自営業、農業等に従事し、給与の支払い	- 2
	を受けていない場合	

5 合計指数値が同一の場合の優先基準

区分	優先する児童
1	学年が低い方の児童
2	母子世帯又は父子世帯であって、児童の小学校区内に祖父母が居住し
	ていない児童
3	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持してい
	る児童
4	保護者の就労日数が多い方の児童
5	保護者の帰宅時刻が遅い方の児童
6	児童の小学校区内に祖父母が居住していない児童
7	児童がそれぞれ前年度に放課後児童クラブに入級していた場合は、前
	年度の放課後児童クラブの出席日数が多い方の児童
8	利用者が保育料等を滞納していない児童

備考 1の項から8の項までの順に、入級させるべき児童が特定できるまで 審査するものとし、入級させるべき児童が特定できたときはそれをもって 決定とする。

別表第3 (第14条関係)

	区分	保育料(月額)
通年入級		3,000円
長期休業	学年始め休業	1,000円
期間中の	夏季休業	8,000円
一時入級	冬季休業	2,000円
	学年末休業	1,000円

年度 放課後児童クラブ入級申込書

※太枠内を記入してください。

学級・児童クラブ

(宛	i先)山	口市力	長											年 月 日	
	放課後	児童	クラフ	ブへの)入級	なについ	て、	次σ.	(1)か	ら(3)	までの	記載	事項に	こ同意した上で、関係書類を添えて申	
L	.込みま [.] 山 (1)		、各	放課	後児	童クラ	ブ. ネ	ふか!	学校.	関係機	·學學	D間	におし	いて、放課後児童クラブの運営上必要	
	な場合は、入級児童に関する情報を相互に提供すること。 (2) 山口市長が、放課後児童クラブの運営業務のために住民基本台帳及び課税台帳の情報を利用するこ														
	ہ ع														
	(3) 次のいずれかに該当する場合は、入級の決定を取り消す場合があること。 ①申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。 ②保護者の辞労の状況等に変更等があったことにより、入級の悪性を満たさなくなったとき。														
	②保護者の就労の状況等に変更等があったことにより、入級の要件を満たさなくなったとき。 ③特別の理由なく放課後児童クラブの保育料を3か月以上滞納したとき。 ④特別の理由なく2か月以上継続して児童を放課後児童クラブに出席させなかったとき。														
	4 ‡	寺別の	理由	なく	2か		継続し	JT!	児童を	放課後	児童ク	ラ:	ブに出		
	(J)II	X 6本 15	いり	. 7 7		07来回:	工冶ル	· 121	EE C OO	الله الله	107 O 1	<i>a</i>	。		
											電話番	号.	(自宅))	
	郵便看住														
		(&)がな)											3月までの保育園・幼稚園等の名称	
入糸	及希望							男	生年		<i>F</i> -	п	н	保育園・幼稚園	
児重	 色氏名							女	月日		年	月	目	4月からの学校名・学年	
														小学校・年	
	続柄		氏	名		年齢	生	年月	月日	勤	务先、 ₹	学校名	名等	児童の状況について 1. 健康状態等で特に配慮すべき事項	
同															
居家															
族													2. 今までにかかった病気		
世帯	の状況													3. 長所、短所、くせ等	
(該当	するもの を記入)	□生	活保	:護世	帯	$\square \circlearrowleft$	とり発	見世	帯	□その	他()		
	後児童クラ	ラブの	利用希	i望(和	が望す	る欄に「	O」を	記入	してくた	さい。)			4. 食物アレルギー(有・無)	
	月	火	水	木	金	±				-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	業期間	•			
_						午前		学生	手始め	夏季	冬季		学年末] し 5. 特別な配慮を必要とされますか	
午後	É					1 80						+			
5 B	*													【 し	
午後	色					午後									
まて														J	
放課	後児童クラ	ラブを	利用し	ないほ	の児	童の予定									
放課	後児童	クラフ	ブから	ら自宅	ごまて	の経路	(略	図)							

※太枠内を記入してください。

		父の状況	母の状況				
就	勤務先						
労	所在地						
の場	電話番号						
合	勤務日数 就労時間	週平均 日勤務 休日 (曜日) 時 分~ 時 分※残業時間を除く。	週平均 日勤務 休日 (曜日) 時 分~ 時 分※残業時間を除く。				
	出産		出産予定日: 年 月 日				
	ДД/Ж		出産日: 年月日				
就	心身	障がい名()	障がい名()				
労	障がい	障がい等級 級	障がい等級 級				
以外	疾病、	入院 ・ 通院 ・ 入院予定	入院 ・ 通院 ・ 入院予定				
の	負傷	期間 年 月 日~ 年 月 日	期間 年 月 日~ 年 月 日				
場	看護、	看護等を必要とする方の氏名 (看護等を必要とする方の氏名 (
合	介護	時 ~ 時	時 ~ 時				
	71 112	期間 年 月 日~ 年 月 日	期間 年 月 日~ 年 月 日				
	その他						
祖父	:母の状況につい	· ヽて、次の(1)(2)に記入してください。 (なお、祖父	☆母が市内に居住している場合は(3)~(5)についても				
記入	、してください。)					
	(1)住所	(1) f	主所				
父	(2)祖父氏名	祖母氏名 母 (2)社	祖父氏名 祖母氏名				
力	(3)祖父年齢	才 祖母年齢 オ	且父年齢 才 祖母年齢 才				
//	(4)連絡先		車絡先				
	(5)祖父勤務先	祖母勤務先 (5)社	且父勤務先祖母勤務先				
添付							

- 1. 保護者が就労の場合 就労証明書又は自営申立書(原本) 2. 保護者が就労以外の場合 上記の記載事項を証明する書類

放課後児童クラブ入級承認等決定(不承認決定)通知書

年 月 日

様

山口市長

印

放課後児童クラブの入級について、下記のとおり決定したので山口市放課後児童クラブ運営規則第9条第1項の規定により通知します。

記 児童氏名 牛年月日 年 月 Н 学級名 入級要件を満たしている。 □ 承認 入級承認期間 年 月 日から 年 月 日まで 受入児童数を超過しているため、入級日が確 決定内容 定し次第、別途通知します。 入級要件を満たしていない。 □ 不承認 不承認の理由 1 か月 円 保育料 ※別途間食代の実費を徴収します。 入級申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やか に届け出てください。 入級承認期間中であっても、次のいずれかに該当する ときは、入級承認の決定を取り消すことがあります。 (1) 申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。 (2) 保護者の就労の状況等に変更等があったことによ 備考 り、入級の要件を満たさなくなったとき。 (3) 特別の理由なく放課後児童クラブの保育料を3か 月以上滞納したとき。 (4) 特別の理由なく2か月以上継続して児童を放課後 児童クラブに出席させなかったとき。 (5) 放課後児童クラブでの集団生活が困難であると認

- められるとき。
 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合には、当該審翌日いた日のとを対した場合には、当該のではないのののではないでは、当該のではないでは、当該のでは、当該のでは、当該では、この処分がある。とした場合は、当該審査に対し、この処分の取消しの訴えをしてのできなくなります。というできなくなります。

様式第3号(第11条関係)

放課後児童クラブ申込事項変更届

年 月 日

(宛先) 山口市長

申込者 住所 (保護者) 氏名 (自筆による署名又は記名押印) 電話番号

放課後児童クラブの入級の申込事項に変更があったので、山口市 放課後児童クラブ運営規則第11条の規定により下記のとおり届け出 ます。

	Hr.							
児童氏名		生年	F 月日	年	E J	日		
学級名								
変更	内容(変更があった項目	のみ	記入してください。)					
	新			I	日			
名 前								
住 所								
電話番号								
勤務先								
勤務先住所								
勤務先電話番号								
勤務日数	週平均 日勤務 休日()	週平均	日勤務	休日	()		
就労時間	時 分~ 時 分※残業時間を	除く。	時 分	~ 時	分※残差	業時間を除く。		
その他								

様式第4号(第12条関係)

放課後児童クラブ退級届

年 月 日

(宛先) 山口市長

利用者 住所

(保護者) 氏名

(自筆による署名又は記名押印)

電話番号

放課後児童クラブを退級しますので、山口市放課後児童クラブ運営規則第12条の規定により下記のとおり届け出ます。

児童氏名				生年月日	年	月	日
学級名							
退級年月日	年	月	日				
退級理由							

様式第5号(第15条関係)

保育料免除申請書

年 月 日

(宛先) 山口市長

利用者 住所

(保護者) 氏名

(自筆による署名又は記名押印)

電話番号

保育料の免除を受けたいので、山口市放課後児童クラブ運営規則 第15条第2項の規定により下記のとおり申請します。また、山口市 長が免除の審査のために世帯の課税状況等について調査することに同 意します。

児童氏名			生年月日	年	月	日
学級名						
父の氏名			生年月日	年	月	日
母の氏名			生年月日	年	月	日
	()	生年月日	年	月	日
世帯員氏名	()	生年月日	年	月	日
	()	生年月日	年	月	日

	該当する番号を○で囲んでください。
	1 生活保護を受給している。(年 月 日か
	6)
	2 全世帯員等について、入級年度(4月分から6月分
申請理由	までの保育料については入級年度の前年度)の市町村
	民税の所得割が課されていない。(他の市区町村から
	転入された方は、所得課税証明書を添付してくださ
	(,)
	3 その他 (災害等)

(職員記載欄)この欄には記入しないでください。

	免除期	市町村民税の	父	母	世帯員	審査結	
審査欄	間	所得割				果	
	6 月 分	前年度	□ 非課税	□ 非課税	□ 非課税	□該当	
	まで	削 平 及	□課税	□課税	□課税	□ 非該当	
	7月分	今年度	□ 非課税	□ 非課税	□ 非課税	□該当	
	以降	7年度	□課税	□課税	□課税	□ 非該当	

保育料免除決定 (不承認決定) 通知書

年 月 日

印

様

山口市長

年 月 日付けで申請のあった 年度の保育料の免除について下記のとおり決定したので、山口市放課後児童クラブ運営 規則第15条第3項の規定により通知します。

児童氏名					生年	月日	至	F	月	日
学級名										
決定内容		免除			不承認					
免除期間	有	F	月分か	5	年	月分	まで			
不承認の理由										
備考										